

新	旧	備考
<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00066 最終改正 <u>平成21年9月29日</u> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合には、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p> <p>[] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1. 基本的取扱事項 (略)</p> <p>2. 保険契約のてん補設定 (略)</p> <p>3. 船積前に係る取扱事項 (略)</p> <p>4. 増加費用に係る取扱事項 (略)</p> <p>5. 船積後に係る取扱事項 保険価額は、輸出契約等に定められた代金等の額のすべてを対象とする。ただし、前受金（貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金等をいう。以下同じ。）を除く。 非常事由に係る付保率は97.5%、信用事由に係る付保率は90%として保険金額を設定する。 ただし、知的財産権等特約を付して保険契約を締結する場合には、非常事由及び信用事由に係る付保率は90%として保険金額を設定し、地球環境保険特約を付して保険契約を締結する場合には、非常事由に係る付保率は100%として保険金額を設定する。 信用事由は、名簿上の格付に基づき、次の輸出契約等の場合</p>	<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00066 最終改正 平成21年7月6日 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合には、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p> <p>[] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1. 基本的取扱事項 (略)</p> <p>2. 保険契約のてん補設定 (略)</p> <p>3. 船積前に係る取扱事項 (略)</p> <p>4. 増加費用に係る取扱事項 (略)</p> <p>5. 船積後に係る取扱事項 保険価額は、輸出契約等に定められた代金等の額のすべてを対象とする。ただし、前受金（貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金等をいう。以下同じ。）を除く。 非常事由に係る付保率は97.5%、信用事由に係る付保率は90%として保険金額を設定する。 ただし、知的財産権等特約を付して保険契約を締結する場合には、非常事由及び信用事由に係る付保率は90%として保険金額を設定し、地球環境保険特約を付して保険契約を締結する場合には、非常事由に係る付保率は100%として保険金額を設定する。 信用事由は、名簿上の格付に基づき、次の輸出契約等の場合</p>	

に限り保険契約を締結する。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付のうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付に基づくものとする。

イ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方（輸出契約等の契約の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。以下において同じ。）が名簿上G S格、G A格、G E格に格付けされている輸出契約等

ロ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上G S格、G A格、G E格、事故管理区分B以外に格付けされている輸出契約等であって、名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認するI L Cにより代金等が決済されるもの

ただし、保険契約の申込時においてI L Cを取得する前の場合は、八．又は二．に該当する輸出契約等を除き、保険証券に次の特約を記載する。

「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において「海外商社名簿について」(平成13年4月1日01-制度-00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿のG S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。)取得前の信用事由による損失については、てん補する責めに任じない。」

八．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上E E格又はE A格に格付けされている輸出契約等であって、I L C以外の決済方法で代金等の決済を行うものは、バイヤー個別保証枠確認証により代金等の全額が確認されたもの

二．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上E M格又はE F格に格付けされている輸出契約等であっ

に限り保険契約を締結する。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付のうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付に基づくものとする。

イ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方（輸出契約等の契約の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。以下において同じ。）が名簿上G S格、G A格、G E格に格付けされている輸出契約等

ロ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上G S格、G A格、G E格、事故管理区分B以外に格付けされている輸出契約等であって、名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認するI L Cにより代金等が決済されるもの

ただし、保険契約の申込時においてI L Cを取得する前の場合は、八．又は二．に該当する輸出契約等を除き、保険証券に次の特約を記載する。

「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において「海外商社名簿について」(平成13年4月1日01-制度-00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿のG S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。)取得前の信用事由による損失については、てん補する責めに任じない。」

八．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上E E格又はE A格に格付けされている輸出契約等であって、I L C以外の決済方法で代金等の決済を行うものは、バイヤー個別保証枠確認証により代金等の全額が確認されたもの

二．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上E M格又はE F格に格付けされている輸出契約等であっ

<p>て、I L C以外の決済方法で代金等の決済を行うものは、ユーザンスが180日以内のものであって、バイヤー個別保証枠確認証により代金等の全額が確認されたもの</p> <p>ホ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上E M格、E F格、E C格又は名簿区分Pに格付けされている輸出契約等（上記ロ．からニ．までのいずれかに該当するものを除く。）であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等</p> <p>「別紙3 政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等は、上記の規定にかかわらず、以下の代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。）のてん補危険について保険契約を締結する。</p> <p>イ．「別紙3 政府開発援助契約等」1（1）及び2．については輸出契約の決済方式にかかわらず、代金回収不能の信用事由</p> <p>ロ．イ以外の「別紙3 政府開発援助契約等」については、I L Cスイッチ方式、<u>トランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）又は当該借款の供与機関から輸出者、技術提供者若しくは仲介貿易者への直接送金により決済される輸出契約等に係る代金回収不能の信用事由</u></p> <p>6．一の輸出契約等につき分割して保険契約を締結する場合の取扱事項 （略）</p> <p>7．特殊契約及び特殊商品に係る取扱事項 （略）</p> <p>8．仲介貿易に係る保険契約の締結に係る取扱事項 （略）</p> <p>9．その他 （略）</p> <p>[] 国別引受基準に基づく取扱事項 （略）</p>	<p>て、I L C以外の決済方法で代金等の決済を行うものは、ユーザンスが180日以内のものであって、バイヤー個別保証枠確認証により代金等の全額が確認されたもの</p> <p>ホ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上E M格、E F格、E C格又は名簿区分Pに格付けされている輸出契約等（上記ロ．からニ．までのいずれかに該当するものを除く。）であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等</p> <p>「別紙3 政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等は、上記の規定にかかわらず、以下の代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。）のてん補危険について保険契約を締結する。</p> <p>イ．「別紙3 政府開発援助契約等」1（1）及び2．については輸出契約の決済方式にかかわらず、代金回収不能の信用事由</p> <p>ロ．イ以外の「別紙3 政府開発援助契約等」については、I L Cスイッチ方式<u>又はトランスファー方式</u>（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）により決済される輸出契約等に係る代金回収不能の信用事由</p> <p>6．一の輸出契約等につき分割して保険契約を締結する場合の取扱事項 （略）</p> <p>7．特殊契約及び特殊商品に係る取扱事項 （略）</p> <p>8．仲介貿易に係る保険契約の締結に係る取扱事項 （略）</p> <p>9．その他 （略）</p> <p>[] 国別引受基準に基づく取扱事項 （略）</p>	
---	---	--

附 則〔平成21年9月29日〕

この改正は、平成21年10月1日から実施する。

別紙1～5 (略)

別表 (略)

別紙1～5 (略)

別表 (略)